

# 令和7年 第4回 松野町議会定例会議事日程 第1号

令和7年12月12日（金）午前9時30分開議

1 開会宣言（　　：　　）

2 町長議会招集挨拶

3 諸般事項報告

4 開議（　　：　　）

日程番号	議案番号	議案名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員・番 議員
2	—	会期の決定 月 日から 月 日までの 日間
3	—	一般質問（4番、2番、3番、5番）
4	議案 65	松野町議會議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
5	議案 66	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
6	議案 67	松野町議會議員に対する期末手当支給条例の一部改正について
7	議案 68	松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
8	議案 69	松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
9	議案 70	松野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
10	議案 71	松野町消防団条例の一部改正について
11	議案 72	工事請負契約の締結について
12	議案 73	令和7年度松野町一般会計補正予算（第4号）
13	議案 74	令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 4	議案 7 5	令和 7 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第 2 号）
1 5	議案 7 6	令和 7 年度松野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
1 6	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

5 閉 議 ( : )

6 閉 会 ( : )

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、  
下記のとおり

記

職名	氏名	職名	氏名
町長	坂本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副町長	八十島 温夫	建設環境課長	井上 靖
教育長	三好 秀二	町民課長	芝 吉彦
総務課長	小西 亨	保健福祉課長	山崎 浩司
防災安全課長	谷口 健二	教育課長	戎 秀之
ふるさと創生課長	友岡 純	吉野生支所長	竹葉 誠
農林振興課長	中井 和彦	代表監査委員	榎本 孝幸

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

月 日	内 容	場 所	出席者等
9月24日	第25回南予森林組合通常総代会	宇和島市	議長
9月25日	四国四県町村長・議長大会	高知県 高知市	議長
10月3日	学校訪問	松野西小 松野東小	議員
10月6日	学校訪問	松野中	議員
10月6日	森の国夏祭り2025 第3回実行委員会	庁内	議長
10月7日	宇和島地区広域事務組合議会定例会	宇和島市	議長
10月8日	第63回四国地区町村議會議長会研修会	松山市	議員
10月12日	町制70周年記念森の国大運動会	町内	議員
10月15日	東京都目黒区議会視察受入	町内	議長
10月22日	第4回臨時会	議場	
10月22日	全員協議会	議場	
10月27日	令和7年度四国西南地域道路整備促進協議会による大洲河川国道事務所要望	大洲市	議長
11月4日	松野町制70周年記念式典	町内	議員
11月7日	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会定例会	松山市	議長
11月10日	令和7年度四国西南地域道路整備促進協議会による四国地方整備局要望	香川県 高松市	議長
11月11日 ～12日	町村議會議長全国大会	東京都	議長

11月29日	宇和島市合併20周年記念式典	宇和島市	副議長
11月29日 ～30日	第76回全国人権・同和教育研究大会	大阪府	議員
12月4日	全員協議会	議場	
12月4日	議会運営委員会	議場	
12月12日	第4回定例会	議場	

# 一般質問表

令和7年第4回定例会

通告者	質問事項	質問の要旨
1番 山崎 匡 [一問一答方式]	引きこもりについて  財政について	<p>1 就学児童の不登校について</p> <p>2 成人期の引きこもり（8050問題）について</p> <p>3 親の死亡後に当事者が生活困窮に陥るケース（8050・9060問題）への対応は</p> <p>1 来年度当初予算における財源不足の現状認識について</p> <p>2 財政調整基金の取り崩しについて</p> <p>3 事業の選択・集中について</p> <p>4 支出の抑制に向けた具体的な取り組み</p> <p>5 歳入確保（財源確保）に向けた取り組み</p> <p>6 中長期の財政健全化方針</p>
2番 山石 恭助 [一問一答方式]	デマンドバスについて  B B Qハウスについて  キルターボードについて	<p>1 実証運行の利用状況について</p> <p>2 問題点、改善点について</p> <p>1 昨年6月にB B Qガーデンについて質問したが、その後の利用状況について</p> <p>1 現在の利用状況について</p> <p>2 今後の見通しについて</p>

通告者	質問事項	質問の要旨
3番 芝 勇樹 [一問一答方式]	子育て支援施策について  移住定住政策について	1 お祝い金制度廃止によるイメージの変化について 2 産後ケアとオムツ券の「実際に使いづらい現状」について  1 “選ばれる町”になるための移住政策について
4番 大内 義昭 [一問一答方式]	松野町上水道管の耐震化について	1 町内の水道管の耐震化情況について 2 「上下水道耐震化計画」の説明と、進捗状況について 3 耐震化を進める上で、水道料金改定の検討について

議案第65号

松野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

松野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂本 浩

提案理由

特別職報酬等審議会からの答申を受け、議員報酬の見直しを行うもの。

## 松野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

松野町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議員報酬の額）

第2条 議会の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議会議長 月額 270,000円
- (2) 議会副議長 月額 235,000円
- (3) 議會議員 月額 220,000円

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 12 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和 7 年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

## 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

### 附 則

#### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

#### (給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 6 7 号

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 12 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和 7 年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

## 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

### 附 則

#### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町議会議員に対する期末手当支給条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

#### (期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町議会議員に対する期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第68号

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂本 浩

提案理由

令和7年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

## 松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 197,013	円 243,500	円 278,013	円 311,720	円 334,662	円 369,074
	2	198,120	244,808	279,019	313,230	336,473	370,784
	3	199,328	246,217	280,025	314,638	338,284	372,394
	4	200,435	247,625	281,031	316,047	339,994	374,004
	5	201,541	249,034	282,037	317,456	341,705	375,614
	6	203,252	250,443	283,044	318,562	343,416	377,425
	7	204,862	251,851	283,949	319,569	345,126	378,934

	8	206, 472	253, 260	284, 955	320, 776	346, 736	380, 544
	9	207, 981	254, 669	285, 962	321, 984	348, 346	381, 852
	10	209, 692	255, 876	286, 968	323, 593	350, 056	383, 462
	11	211, 302	257, 184	287, 974	325, 203	351, 767	385, 072
	12	212, 911	258, 492	288, 980	326, 813	353, 377	386, 582
	13	214, 421	259, 700	289, 986	328, 222	354, 886	388, 493
	14	216, 131	260, 907	291, 294	329, 832	356, 496	390, 405
	15	217, 842	262, 115	292, 602	331, 442	358, 106	392, 317
	16	219, 552	263, 322	293, 810	333, 052	359, 615	394, 128
	17	220, 760	264, 429	295, 017	334, 460	361, 024	395, 637
	18	222, 370	265, 536	296, 325	336, 171	362, 735	397, 449
	19	223, 980	266, 643	297, 533	337, 781	364, 345	399, 159
	20	225, 489	267, 749	298, 740	339, 391	365, 954	400, 769
	21	226, 998	268, 655	299, 746	340, 799	367, 061	402, 480
	22	228, 608	269, 661	300, 954	342, 510	368, 571	403, 888
	23	230, 218	270, 667	302, 161	344, 221	370, 080	405, 297
	24	231, 828	271, 674	303, 469	345, 830	371, 589	406, 706
	25	233, 438	272, 680	304, 777	347, 038	373, 300	408, 114
	26	235, 148	273, 585	305, 784	348, 950	375, 111	409, 322
	27	236, 457	274, 390	306, 790	350, 660	376, 721	410, 529
	28	237, 765	275, 296	307, 796	352, 270	378, 431	411, 535
	29	239, 073	276, 101	308, 903	353, 779	379, 840	412, 642
	30	240, 179	276, 906	310, 110	355, 389	381, 148	413, 850
	31	241, 286	277, 711	311, 217	356, 999	382, 356	414, 956
	32	242, 393	278, 415	312, 425	358, 609	383, 764	416, 063
	33	243, 500	279, 119	313, 531	360, 320	384, 871	416, 768
	34	244, 405	279, 924	314, 839	362, 131	385, 777	417, 472
	35	245, 311	280, 729	316, 148	363, 942	386, 783	418, 076
	36	246, 317	281, 333	317, 456	365, 753	387, 789	418, 780
	37	247, 323	282, 037	318, 663	367, 263	388, 594	419, 384
	38	248, 229	282, 842	319, 971	368, 671	389, 500	419, 987
	39	249, 135	283, 547	321, 279	370, 080	390, 405	420, 490
	40	249, 940	284, 251	322, 587	371, 489	391, 210	420, 893
	41	250, 745	284, 955	323, 895	372, 998	392, 015	421, 295

	42	251, 449	285, 660	325, 103	373, 803	392, 820	421, 497
	43	252, 053	286, 364	326, 411	374, 708	393, 625	421, 799
	44	252, 656	287, 068	327, 518	375, 715	394, 329	422, 100
	45	253, 361	287, 773	328, 423	376, 620	395, 034	422, 402
	46	253, 964	288, 376	329, 731	377, 727	395, 738	422, 704
	47	254, 568	289, 081	331, 039	378, 633	396, 442	423, 006
	48	255, 172	289, 684	332, 347	379, 639	397, 147	423, 308
	49	255, 675	290, 389	333, 454	380, 544	397, 650	423, 509
	50	256, 279	290, 993	334, 762	381, 249	398, 253	423, 811
	51	256, 882	291, 697	335, 970	381, 953	398, 857	424, 012
	52	257, 385	292, 401	337, 177	382, 557	399, 562	424, 314
	53	257, 788	292, 904	338, 485	382, 959	399, 964	424, 515
	54	258, 190	293, 508	339, 491	383, 563	400, 568	424, 817
	55	258, 492	294, 112	340, 598	384, 167	401, 171	425, 119
	56	258, 794	294, 816	341, 705	384, 871	401, 675	425, 421
	57	259, 096	295, 420	342, 409	385, 173	402, 077	425, 622
	58	259, 398	296, 024	343, 315	385, 877	402, 681	425, 924
	59	259, 700	296, 627	344, 019	386, 582	403, 284	426, 226
	60	260, 002	297, 332	344, 824	387, 185	403, 788	426, 427
	61	260, 303	297, 935	345, 629	387, 487	404, 190	426, 628
	62	260, 605	298, 539	346, 032	387, 990	404, 693	426, 930
	63	260, 907	299, 042	346, 535	388, 594	405, 196	427, 232
	64	261, 209	299, 545	347, 239	389, 198	405, 800	427, 433
	65	261, 511	300, 048	348, 044	389, 500	406, 102	427, 635
	66	261, 813	300, 652	348, 748	390, 103	406, 504	427, 936
	67	262, 115	301, 155	349, 453	390, 808	406, 806	428, 238
	68	262, 416	301, 759	350, 056	391, 411	407, 209	428, 439
	69	262, 718	302, 161	350, 560	391, 814	407, 511	428, 641
	70	263, 020	302, 664	351, 163	392, 317	407, 812	428, 943
	71	263, 322	303, 168	351, 666	392, 921	408, 114	429, 244
	72	263, 624	303, 771	352, 270	393, 424	408, 315	429, 446
	73	263, 926	304, 274	352, 572	393, 927	408, 517	429, 647
	74	264, 228	304, 677	353, 075	394, 531	408, 819	
	75	264, 529	304, 979	353, 377	394, 933	409, 120	
	76	264, 831	305, 281	353, 779	395, 235	409, 322	

	77	265, 133	305, 482	354, 182	395, 637	409, 523	
	78	265, 435	305, 784	354, 685	396, 140	409, 825	
	79	265, 737	305, 985	355, 188	396, 543	410, 127	
	80	266, 039	306, 287	355, 691	396, 945	410, 328	
	81	266, 341	306, 488	355, 993	397, 348	410, 529	
	82	266, 643	306, 689	356, 396	397, 851	410, 831	
	83	266, 944	306, 991	356, 798	398, 253	411, 133	
	84	267, 246	307, 192	357, 201	398, 656	411, 334	
	85	267, 548	307, 494	357, 502	398, 958	411, 535	
	86	267, 850	307, 695	357, 905	399, 461		
	87	268, 152	307, 997	358, 307	399, 863		
	88	268, 454	308, 299	358, 710	400, 266		
	89	268, 756	308, 601	358, 911	400, 568		
	90	269, 057	308, 903	359, 314	401, 071		
	91	269, 359	309, 205	359, 716	401, 473		
	92	269, 661	309, 507	360, 118	401, 876		
	93	269, 963	309, 708	360, 320	402, 178		
	94		309, 909	360, 622			
	95		310, 211	361, 024			
	96		310, 613	361, 326			
	97		310, 815	361, 628			
	98		311, 117	362, 030			
	99		311, 418	362, 433			
	100		311, 821	362, 835			
	101		312, 022	363, 338			
	102		312, 324	363, 741			
	103		312, 626	364, 143			
	104		312, 928	364, 546			
	105		313, 129	365, 049			
	106		313, 431	365, 451			
	107		313, 733	365, 753			
	108		314, 035	366, 055			
	109		314, 236	366, 458			
	110		314, 538				

	111		314, 940					
	112		315, 242					
	113		315, 443					
	114		315, 644					
	115		315, 946					
	116		316, 349					
	117		316, 550					
	118		316, 751					
	119		317, 053					
	120		317, 355					
	121		317, 657					
	122		317, 858					
	123		318, 160					
	124		318, 462					
	125		318, 764					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201, 541	229, 212	271, 170	291, 898	307, 595	333, 957	

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	565, 311	55	661, 726	109	790, 402	163	922, 406	217	1, 053, 090
	2	566, 589	56	662, 717	110	792, 968	164	924, 937	218	1, 055, 622
	3	568, 279	57	664, 669	111	794, 674	165	927, 480	219	1, 058, 142
	4	569, 764	58	667, 145	112	797, 228	166	930, 013	220	1, 060, 683
	5	571, 010	59	669, 300	113	799, 800	167	932, 555	221	1, 062, 143
	6	572, 463	60	671, 869	114	802, 354	168	934, 996	222	1, 064, 672
	7	574, 352	61	674, 390	115	804, 918	169	937, 539	223	1, 067, 201
	8	576, 449	62	676, 958	116	807, 399	170	939, 138	224	1, 069, 728
	9	578, 210	63	679, 075	117	809, 961	171	941, 675	225	1, 072, 246
	10	579, 387	64	681, 523	118	812, 524	172	944, 213	226	1, 074, 777
	11	580, 803	65	683, 968	119	815, 078	173	946, 744	227	1, 077, 305
	12	582, 087	66	685, 404	120	817, 640	174	949, 283	228	1, 079, 821
	13	583, 021	67	687, 968	121	819, 313	175	951, 727	229	1, 082, 351
	14	584, 477	68	690, 525	122	821, 872	176	954, 256	230	1, 084, 878

15	586, 177	69	692, 827	123	824, 431	177	956, 792	231	1, 086, 318	
16	587, 554	70	695, 329	124	826, 990	178	959, 331	232	1, 088, 833	
17	589, 402	71	697, 628	125	829, 539	179	961, 860	233	1, 091, 359	
18	591, 185	72	700, 041	126	832, 107	180	964, 398	234	1, 093, 885	
19	592, 586	73	702, 565	127	834, 583	181	965, 973	235	1, 096, 400	
20	594, 243	74	704, 985	128	837, 131	182	968, 413	236	1, 098, 926	
21	596, 631	75	707, 507	129	839, 690	183	970, 948	237	1, 101, 449	
22	598, 336	76	710, 095	130	841, 417	184	973, 483	238	1, 103, 976	
23	599, 982	77	712, 667	131	843, 972	185	976, 006	239	1, 106, 490	
24	601, 768	78	715, 228	132	846, 526	186	978, 542	240	1, 109, 016	
25	603, 982	79	717, 793	133	848, 998	187	981, 075	241	1, 110, 426	
26	605, 503	80	719, 990	134	851, 552	188	983, 608	242	1, 112, 950	
27	607, 503	81	722, 270	135	854, 098	189	986, 046	243	1, 115, 472	
28	608, 826	82	724, 824	136	856, 652	190	988, 569	244	1, 117, 993	
29	610, 200	83	727, 387	137	859, 207	191	990, 115	245	1, 120, 506	
30	611, 911	84	729, 939	138	861, 761	192	992, 645	246	1, 123, 030	
31	613, 109	85	732, 222	139	864, 316	193	995, 175	247	1, 125, 550	
32	614, 493	86	734, 773	140	865, 918	194	997, 708	248	1, 128, 072	
33	616, 759	87	737, 334	141	868, 468	195	1, 000, 240	249	1, 130, 583	
34	619, 020	88	739, 893	142	871, 020	196	1, 002, 659	250	1, 133, 107	
35	621, 355	89	742, 154	143	873, 572	197	1, 005, 200			
36	623, 585	90	744, 733	144	876, 122	198	1, 007, 720			
37	625, 717	91	746, 640	145	878, 672	199	1, 010, 249			
38	628, 091	92	748, 924	146	881, 221	200	1, 012, 280			
39	630, 025	93	751, 492	147	883, 686	201	1, 013, 808			
40	632, 534	94	753, 904	148	886, 234	202	1, 016, 343			
41	634, 823	95	755, 727	149	888, 786	203	1, 018, 879			
42	637, 008	96	758, 225	150	891, 326	204	1, 021, 413			
43	638, 246	97	760, 790	151	892, 992	205	1, 023, 838			
44	639, 855	98	763, 093	152	895, 537	206	1, 026, 374			
45	642, 207	99	765, 655	153	898, 085	207	1, 028, 909			
46	644, 728	100	767, 476	154	900, 542	208	1, 031, 442			
47	646, 708	101	769, 965	155	902, 925	209	1, 033, 978			
48	648, 502	102	772, 535	156	905, 307	210	1, 036, 513			
49	650, 356	103	775, 094	157	907, 689	211	1, 038, 010			
50	651, 897	104	777, 653	158	910, 071	212	1, 040, 439			
51	653, 825	105	780, 221	159	912, 453	213	1, 042, 963			
52	655, 815	106	782, 711	160	914, 834	214	1, 045, 505			
53	657, 811	107	785, 270	161	917, 329	215	1, 048, 024			
54	659, 743	108	787, 835	162	919, 863	216	1, 050, 556			

短時間 勤務職 員									円 792,370
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------

第2条 松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第69号

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂本 浩

提案理由

令和7年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

号給	給料月額
1	197,013
2	198,120
3	199,328
4	200,435
5	201,541
6	203,252
7	204,862
8	206,472
9	207,981
10	209,692
11	211,302
12	212,911
13	214,421
14	216,131
15	217,842
16	219,552
17	220,760
18	222,370
19	223,980
20	225,489
21	226,998
22	228,608
23	230,218
24	231,828
25	233,438
26	235,148
27	236,457
28	237,765
29	239,073
30	240,179

31	241, 286
32	242, 393
33	243, 500
34	244, 405
35	245, 311
36	246, 317
37	247, 323
38	248, 229
39	249, 135
40	249, 940
41	250, 745
42	251, 449
43	252, 053
44	252, 656
45	253, 361
46	253, 964
47	254, 568
48	255, 172
49	255, 675
50	256, 279
51	256, 882
52	257, 385
53	257, 788
54	258, 190
55	258, 492
56	258, 794
57	259, 096
58	259, 398
59	259, 700
60	260, 002
61	260, 303
62	260, 605
63	260, 907
64	261, 209
65	261, 511
66	261, 813
67	262, 115
68	262, 416
69	262, 718
70	263, 020
71	263, 322
72	263, 624
73	263, 926

74	264, 228
75	264, 529
76	264, 831
77	265, 133
78	265, 435
79	265, 737
80	266, 039
81	266, 341
82	266, 643
83	266, 944
84	267, 246
85	267, 548
86	267, 850
87	268, 152
88	268, 454
89	268, 756
90	269, 057
91	269, 359
92	269, 661
93	269, 963

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 70 号

松野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

松野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 12 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

乳幼児等通園支援事業の制度開始に伴い、事業の許認可に必要な設備及び運営に関する基準を定めるもの。

# 松野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

### (最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

### (最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

### (乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

### 第1節 通則

#### (乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消防に関する訓練を行わなければならない。

#### (安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

#### (自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することが

できる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定

期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階

に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するもの

	<p>に限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入り、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### （職員の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士

とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

#### (乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

#### (保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

#### (設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（（保育所に係る部分に限る。））
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）  
(準用)

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第 3 章 雜則 (電磁的記録)

第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

松野町消防団条例の一部改正について

松野町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 12 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

消防団員の減少に対処するため、定員を見直すほか、新たに機能別団員を追加する  
もの。

## 松野町消防団条例の一部を改正する条例

松野町消防団条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「200人」を「180人」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。以下「令」という。)第4条第1項第1号の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定員とする。
- 3 令第4条第3項の規定により消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から次項に規定する団員の人数を控除した数とする。
- 4 第1項の団員の定員のうち任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員の人数は、18人とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(団員の種別)

第4条の2 団員は、基本団員及び機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員以外の全ての団員とする。
- 3 機能別団員は、町長が別に定める特定の消防事務を処理する団員とする。

第5条中「その他の団員」を「基本団員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 機能別団員は、前項に掲げる資格を有する者であつて、団員若しくは消防吏員の経験を有するもの又は機能別団員として必要な知識経験を有すると団長が認めたもののうちから、町長の承認を得て団長が任命する。

別表第1中「団員」を「その他の基本団員」に改め、同表に次のように加える。

機能別団員	15,000円	
-------	---------	--

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第72号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂本 浩

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 重要文化的景観ガイダンス施設整備工事                              |
| 2 契約金額   | 一金109,450,000円                                  |
| 3 契約の相手方 | 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸399番地<br>株式会社松野建設<br>代表取締役 山口 しおり |
| 4 契約の方法  | 指名競争入札  |

## 令和7年度松野町一般会計補正予算（第4号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第73号

令和7年度松野町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度松野町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,392,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂 本 浩

## 令和 7年度松野町一般会計予算に関する説明書

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		2, 139, 795	△1, 144	2, 138, 651
	1. 地方交付税	2, 139, 795	△1, 144	2, 138, 651
14. 国庫支出金		438, 309	2, 232	440, 541
	2. 国庫補助金	290, 333	1, 660	291, 993
	3. 委託金	1, 707	572	2, 279
15. 県支出金		301, 393	879	302, 272
	2. 県補助金	192, 971	879	193, 850
20. 諸収入		73, 311	8, 344	81, 655
	5. 雑入	54, 191	8, 344	62, 535
21. 町債		508, 900	5, 800	514, 700
	1. 町債	508, 900	5, 800	514, 700
歳 入 合 計		4, 376, 074	16, 111	4, 392, 185

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		4 2, 0 4 6	3 9 6	4 2, 4 4 2
	1. 議会費	4 2, 0 4 6	3 9 6	4 2, 4 4 2
2. 総務費		1, 1 1 0, 1 7 4	3, 4 7 9	1, 1 1 3, 6 5 3
	1. 総務管理費	1, 0 3 1, 8 8 6	2, 2 7 3	1, 0 3 4, 1 5 9
	2. 徴稅費	2 8, 4 2 3	4 4 7	2 8, 8 7 0
	3. 戸籍住民基本台帳 費	2 5, 9 1 9	2 5 7	2 6, 1 7 6
	4. 選挙費	1 9, 6 8 0	5 0 2	2 0, 1 8 2
3. 民生費		1, 0 3 7, 5 5 0	△2 4 4	1, 0 3 7, 3 0 6
	1. 社会福祉費	8 0 8, 7 4 0	△5, 0 3 2	8 0 3, 7 0 8
	2. 児童福祉費	2 2 8, 8 0 8	4, 7 8 8	2 3 3, 5 9 6
4. 衛生費		1 9 0, 6 8 4	1, 1 9 2	1 9 1, 8 7 6
	1. 保健衛生費	1 5 4, 2 0 1	1 8 6	1 5 4, 3 8 7
	2. 清掃費	3 6, 4 8 3	1, 0 0 6	3 7, 4 8 9
6. 農林水産業費		3 7 2, 5 9 0	3, 0 1 2	3 7 5, 6 0 2
	1. 農業費	2 6 9, 0 8 1	7, 0 3 2	2 7 6, 1 1 3
	2. 林業費	1 0 2, 4 1 2	△4, 0 2 0	9 8, 3 9 2
7. 商工費		1 6 0, 9 3 9	3 5 1	1 6 1, 2 9 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1. 商工費	1 6 0, 9 3 9	3 5 1	1 6 1, 2 9 0
8. 土木費		4 1 4, 6 5 2	1, 7 5 7	4 1 6, 4 0 9
	1. 土木管理費	9, 9 0 9	3 6 1	1 0, 2 7 0
	2. 道路橋梁費	2 3 5, 6 8 2	1, 4 2 9	2 3 7, 1 1 1
	4. 住宅費	4 2, 6 2 7	△ 3 3	4 2, 5 9 4
9. 消防費		7 1, 8 1 4	3, 3 3 3	7 5, 1 4 7
	1. 消防費	7 1, 8 1 4	3, 3 3 3	7 5, 1 4 7
10. 教育費		4 0 2, 0 3 1	2, 8 3 5	4 0 4, 8 6 6
	1. 教育総務費	1 2 1, 2 4 9	3 9 0	1 2 1, 6 3 9
	2. 小学校費	5 0, 3 4 8	4 0 1	5 0, 7 4 9
	3. 中学校費	3 0, 2 6 9	2 0 7	3 0, 4 7 6
	4. 社会教育費	1 0 6, 1 0 5	8 2 3	1 0 6, 9 2 8
	5. 保健体育費	9 4, 0 6 0	1, 0 1 4	9 5, 0 7 4
歳 出 合 計		4, 3 7 6, 0 7 4	1 6, 1 1 1	4, 3 9 2, 1 8 5

令和7年度  
変更

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	232,600	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	238,400	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	2, 139, 795	△1, 144	2, 138, 651
14. 国庫支出金	438, 309	2, 232	440, 541
15. 県支出金	301, 393	879	302, 272
20. 諸収入	73, 311	8, 344	81, 655
21. 町債	508, 900	5, 800	514, 700
歳入合計	4, 376, 074	16, 111	4, 392, 185

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 議会費	42,046	396	42,442				396	
2. 総務費	1,110,174	3,479	1,113,653				3,479	
3. 民生費	1,037,550	△244	1,037,306	1,451			△1,695	
4. 衛生費	190,684	1,192	191,876				1,192	
6. 農林水産業費	372,590	3,012	375,602	5,800			△2,788	
7. 商工費	160,939	351	161,290				351	
8. 土木費	414,652	1,757	416,409				1,757	
9. 消防費	71,814	3,333	75,147	1,660			1,673	
10. 教育費	402,031	2,835	404,866				2,835	
歳 出 合 計	4,376,074	16,111	4,392,185	3,111	5,800		7,200	

## 2. 歳 入

## 10 款 地方交付税

## 1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1. 地方交付税	2,139,795	△1,144	2,138,651	1. 地方交付税	△1,144	・特別交付税 △1,144
計	2,139,795	△1,144	2,138,651			
10 款合計	2,139,795	△1,144	2,138,651			

## 14 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

7. 消防費国庫補助金	0	1,660	1,660	3. 災害対策費国庫補助金	1,660	・社会資本整備総合交付金 1,660
計	290,333	1,660	291,993			

## 14 款 国庫支出金

## 3 項 委託金

2. 民生費委託金	1,426	572	1,998	1. 国民年金事務費委託金	572	・国民年金事務委託金 572
計	1,707	572	2,279			
14 款合計	438,309	2,232	440,541			

## 15 款 県支出金

## 2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	48,159	879	49,038	6. 母子福祉費補助金	879	・ひとり親家庭医療費助成事業費補助金 879
計	192,971	879	193,850			
15 款合計	301,393	879	302,272			

## 20 款 諸収入

## 5 項 雜入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雜入	54,191	8,344	62,535	21. 雜入	8,344	・後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金返還金 8,344
計	54,191	8,344	62,535			
20 款合計	73,311	8,344	81,655			

## 21 款 町債

## 1 項 町債

1. 過疎対策事業債	337,400	5,800	343,200	1. 過疎対策事業債	5,800	・過疎対策事業債（ハード事業分） 5,800
計	508,900	5,800	514,700			
21 款合計	508,900	5,800	514,700			

歳入合計	4,376,074	16,111	4,392,185			
------	-----------	--------	-----------	--	--	--

## 3. 歳出

## 1 款 議会費

## 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	42,046	396	42,442				396	2. 納入料	287	・一般職給 ・会計年度任用職員給
								3. 職員手当等	97	・一般職期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・一般職勤勉手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当
								4. 共済費	12	・一般職員共済組合負担金 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合 負担金
計	42,046	396	42,442				396			
1 款合計	42,046	396	42,442				396			

## 2 款 総務費

## 1 項 総務管理費

1. 一般管理費	405,392	429	405,821				429	1. 報酬	221	・会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	208	・日直手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・一般職通勤手当 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当
7. 企画費	325,185	1,844	327,029				1,844	17. 備品購入費	1,844	・施設用備品購入費
計	1,031,886	2,273	1,034,159				2,273			

## 2 款 総務費

## 2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	15,350	447	15,797				447	2. 納入料	262	・一般職給 262
								3. 職員手当等	131	・一般職期末手当 76 ・一般職通勤手当 12 ・一般職勤勉手当 43
								4. 共済費	54	・一般職員共済組合負担金 54
計	28,423	447	28,870				447			

## 2 款 総務費

## 3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	25,919	257	26,176				257	3. 職員手当等	△126	・住居手当 △150 ・一般職期末手当 44 ・一般職通勤手当 △50 ・一般職勤勉手当 30
								4. 共済費	383	・一般職員共済組合負担金 383
計	25,919	257	26,176				257			

## 2 款 総務費

## 4 項 選挙費

1. 選挙管理委員会費	5,214	502	5,716				502	2. 納入料	280	・一般職給 280
								3. 職員手当等	130	・住居手当 81 ・一般職期末手当 36 ・一般職勤勉手当 13
								4. 共済費	92	・一般職員共済組合負担金 92

## 2 款 総務費

## 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
計	19,680	502	20,182				502			
2 款合計	1,110,174	3,479	1,113,653				3,479			

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	122,074	△2,282	119,792			△2,282	2. 給料	356	・一般職給 356
							3. 職員手当等	△516	・一般職期末手当 △300 ・一般職通勤手当 △86 ・一般職勤勉手当 △130
							4. 共済費	△150	・一般職員共済組合負担金 △150
							27. 繰出金	△1,972	・国民健康保険特別会計繰出金 △1,972
2. 国民年金事務費	5,874	522	6,396	572		△50	2. 給料	42	・一般職給 42
							3. 職員手当等	△92	・扶養手当 △92
							12. 委託料	572	・国民年金システム改造委託料 572
3. 老人福祉費	193,760	△3,976	189,784			△3,976	2. 給料	508	・一般職給 508
							3. 職員手当等	148	・一般職期末手当 139 ・一般職勤勉手当 9
							4. 共済費	84	・一般職員共済組合負担金 84
							27. 繰出金	△4,716	・介護保険特別会計繰出金 △4,716

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
5. 人権・同和対策費	11,168	187	11,355				187	2. 納入料	133	・一般職給 133
								3. 職員手当等	50	・一般職期末手当 42 ・一般職通勤手当 7 ・一般職勤勉手当 1
								4. 共済費	4	・一般職員共済組合負担金 4
6. 隣保館費	165,265	517	165,782				517	2. 納入料	333	・会計年度任用職員給 333
								3. 職員手当等	114	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 72 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 42
								4. 共済費	70	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 70
計	808,740	△5,032	803,708	572			△5,604			

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	73,983	88	74,071				88	2. 納入料	73	・一般職給 73
								3. 職員手当等	△54	・一般職通勤手当 6 ・一般職勤勉手当 △60
								4. 共済費	69	・一般職員共済組合負担金 69
2. 母子福祉費	3,216	1,758	4,974	879			879	19. 扶助費	1,758	・ひとり親家庭医療費給付金 1,758
3. 保育所費	143,877	2,866	146,743				2,866	1. 報酬	416	・会計年度任用職員報酬 416

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
3. 保育所費							2. 納入料	996	・一般職給 ・会計年度任用職員給	
							3. 職員手当等	467	・住居手当 ・一般職期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・一般職勤勉手当	
							4. 共済費	987	・社会保険料 ・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	
4. 児童福祉施設費	7,732	76	7,808			76	3. 職員手当等	37	・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	
							4. 共済費	39	・社会保険料 ・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	
計	228,808	4,788	233,596	879		3,909				
3 款合計	1,037,550	△244	1,037,306	1,451		△1,695				

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	69,322	405	69,727				405	2. 納入料	633	・一般職給	633
------------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	--------	-----	-------	-----

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費							3. 職員手当等	△250	・一般職通勤手当 △50 ・一般職勤勉手当 △200	
							4. 共済費	22	・一般職員共済組合負担金 22	
5. 環境衛生費	40,333	△219	40,114			△219	2. 紙料	181	・一般職給 181	
							3. 職員手当等	△300	・一般職期末手当 △150 ・一般職勤勉手当 △150	
							4. 共済費	△100	・一般職員共済組合負担金 △100	
計	154,201	186	154,387			186				

## 4 款 衛生費

## 2 項 清掃費

1. 塵芥処理費	36,483	1,006	37,489			1,006	2. 紙料	693	・会計年度任用職員給 693
							3. 職員手当等	188	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 129 ・フルタイム会計年度任用職員通勤手当 3 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 56
							4. 共済費	125	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 125
計	36,483	1,006	37,489			1,006			
4 款合計	190,684	1,192	191,876			1,192			

## 6 款 農林水産業費

## 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	15,268	298	15,566				298	1. 報酬	129	・会計年度任用職員報酬 129
								2. 給料	126	・一般職給 126
								3. 職員手当等	43	・一般職期末手当 34 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 33 ・一般職通勤手当 △24
2. 農業総務費	26,948	665	27,613				665	2. 給料	413	・一般職給 413
								3. 職員手当等	239	・一般職期末手当 122 ・一般職通勤手当 117
								4. 共済費	13	・一般職員共済組合負担金 13
3. 農業振興費	27,847	195	28,042				195	2. 給料	146	・会計年度任用職員給 146
								3. 職員手当等	49	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 37 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 12
4. 担い手育成対策費	70,121	5,874	75,995		5,800		74	4. 共済費	11	・社会保険料 11
								17. 備品購入費	5,863	・養液栽培装置購入費 5,863
計	269,081	7,032	276,113		5,800		1,232			

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

1. 林業総務費	39,304	△647	38,657				△647	2. 給料	227	・一般職給 227
----------	--------	------	--------	--	--	--	------	-------	-----	-----------

## 6. 款 農林水産業費

## 6 款 農林水産業費

## 2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					
1. 林業総務費							3. 職員手当等	△724	・住居手当 △324 ・一般職期末手当 △100 ・一般職通勤手当 △150 ・一般職勤勉手当 △150	
							4. 共済費	△150	・一般職員共済組合負担金 △150	
2. 林業振興費	54,232	△3,373	50,859			△3,373	1. 報酬	△2,496	・会計年度任用職員報酬 △2,496	
							3. 職員手当等	△400	・パートタイム会計年度任用職員期末手当 △400	
							4. 共済費	△477	・社会保険料 △303 ・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △174	
計	102,412	△4,020	98,392			△4,020				
6 款合計	372,590	3,012	375,602		5,800	△2,788				

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

1. 商工総務費	15,187	351	15,538			351	2. 紙料	256	・一般職給 256
							3. 職員手当等	74	・一般職期末手当 74
							4. 共済費	21	・一般職員共済組合負担金 21
計	160,939	351	161,290			351			
7 款合計	160,939	351	161,290			351			

## 8 款 土木費

## 1 項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	9,909	361	10,270				361	2. 納入料	238	・一般職給 238
								3. 職員手当等	109	・管理職手当 16 ・扶養手当 50 ・一般職期末手当 43
								4. 共済費	14	・一般職員共済組合負担金 14
計	9,909	361	10,270				361			

## 8 款 土木費

## 2 項 道路橋梁費

2. 道路維持費	63,577	1,319	64,896				1,319	2. 納入料	1,040	・一般職給 120 ・会計年度任用職員給 920
								3. 職員手当等	279	・扶養手当 △42 ・一般職期末手当 36 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 217 ・フルタイム会計年度任用職員通勤手当 3 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 65
3. 道路新設改良費	171,911	110	172,021				110	2. 納入料	82	・一般職給 82
								3. 職員手当等	28	・一般職期末手当 28
計	235,682	1,429	237,111				1,429			

## 8 款 土木費

## 4 項 住宅費

1. 住宅管理費	42,627	△33	42,594				△33	2. 納入料	△150	・一般職給 △150
----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	--------	------	------------

## 8 款 土木費

## 4 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 住宅管理費							3. 職員手当等	117	・扶養手当 ・住居手当 ・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当	
計	42,627	△33	42,594				△33		26 △15 69 37	
8 款合計	414,652	1,757	416,409				1,757			

## 9 款 消防費

## 1 項 消防費

4. 災害対策費	15,825	3,333	19,158	1,660			1,673	12. 委託料	3,333	・ハザードマップ改定委託料	3,333
計	71,814	3,333	75,147	1,660			1,673				
9 款合計	71,814	3,333	75,147	1,660			1,673				

## 10 款 教育費

## 1 項 教育総務費

2. 事務局費	120,309	390	120,699				390	3. 職員手当等	390	・一般職期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・一般職勤勉手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	147 60 49 72 21 41
計	121,249	390	121,639				390				

## 10 款 教育費

## 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	41,851	401	42,252				401	2. 納入料	293	・会計年度任用職員給 293
								3. 職員手当等	100	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 72 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 28
								4. 共済費	8	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 8
計	50,348	401	50,749				401			

## 10 款 教育費

## 3 項 中学校費

1. 学校管理費	21,202	207	21,409				207	2. 納入料	148	・会計年度任用職員給 148
								3. 職員手当等	51	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 36 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 15
								4. 共済費	8	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 8
計	30,269	207	30,476				207			

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

1. 社会教育総務費	8,122	70	8,192				70	1. 報酬	21	・会計年度任用職員報酬 21
								2. 納入料	30	・一般職給 30
								3. 職員手当等	19	・一般職期末手当 19

## 10 款 教育費

## 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
2. 公民館費	12,772	468	13,240				468	2. 納入料	294	・一般職給 ・会計年度任用職員給
								3. 職員手当等	100	・一般職期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・一般職勤勉手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当
								4. 共済費	74	・一般職員共済組合負担金 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合 負担金
6. 文化振興費	68,963	285	69,248				285	2. 納入料	253	・一般職給
								3. 職員手当等	15	・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当
								4. 共済費	17	・一般職員共済組合負担金
計	106,105	823	106,928				823			

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

3. 学校給食費	42,857	1,014	43,871				1,014	1. 報酬	451	・会計年度任用職員報酬
								2. 納入料	448	・会計年度任用職員給
								3. 職員手当等	93	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員通勤手当

## 10 款 教育費

## 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
3. 学校給食費							4. 共済費	22	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 22	
計	94,060	1,014	95,074				1,014			
10 款合計	402,031	2,835	404,866				2,835			
歳出合計	4,376,074	16,111	4,392,185	3,111	5,800		7,200			

## II 給与費明細書

### 1 特別職

区分	分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長等	3		20,625	(3.5) 6,850	27,475	5,744	33,219	町長・副町長・教育長
	議員	7	14,520		(3.5) 4,801	19,321	3,747	23,068	
	その他		28,712			28,712		28,712	
	計	10	43,232	20,625	11,651	75,508	9,491	84,999	
補正前	長等	3		20,625	(3.45) 6,820	27,445	5,744	33,189	町長・副町長・教育長
	議員	7	14,520		(3.45) 4,801	19,321	3,747	23,068	
	その他		28,132			28,132		28,132	
	計	10	42,652	20,625	11,621	74,898	9,491	84,389	
比較	長等	0	0	0	(0.05) 30	30	0	30	
	議員	0	0	0	(0.05) 0	0	0	0	
	その他	0	580	0	0	580	0	580	
	計	0	580	0	30	610	0	610	

## 2 一般職

## (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 40 ) 108	69,930	366,093	216,377	652,400	116,554	768,954	
補正前	( 42 ) 108	71,188	357,472	215,593	644,253	115,827	760,080	
比較	( △ 2 ) 0	△ 1,258	8,621	784	8,147	727	8,874	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,352	4,032	14,597	1,147	90,900	73,577	548	10,245	4,980	8,360	540	50	28	21
補正前	7,410	4,191	14,597	1,083	89,440	73,672	548	10,229	5,424	8,360	540	50	28	21	
比較	△ 58	△ 159	0	64	1,460	△ 95	0	16	△ 444	0	0	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 0 ) 75	0	278,569	161,000	439,569	88,465	528,034	
補正前	( 0 ) 75	0	273,897	161,236	435,133	88,051	523,184	
比較	( 0 ) 0	0	4,672	△ 236	4,436	414	4,850	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,352	3,044	12,705	1,147	62,265	50,915	548	10,245	4,980	7,160	540	50	28	21
補正前	7,410	3,226	12,705	1,083	61,459	51,353	548	10,229	5,424	7,160	540	50	28	21	
比較	△ 58	△ 182	0	64	806	△ 438	0	16	△ 444	0	0	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

## イ 会計年度任用職員

- 25 -

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 40 ) 33	69,930	87,524	55,377	212,831	28,089	240,920		
補正前	( 42 ) 33	71,188	83,575	54,357	209,120	27,776	236,896		
比較	( △ 2 ) 0	△ 1,258	3,949	1,020	3,711	313	4,024		

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	988	1,892	0	28,635	22,662	0	0	0	1,200	0	0	0	0
補正前	0	965	1,892	0	27,981	22,319	0	0	0	0	1,200	0	0	0	0
比較	0	23	0	0	654	343	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	8,621	給与改定に伴う 増減分	10,297 人勧による給与改定 10,297 千円	R7人勧による引上げ (平均改定率3.06%)
		昇給に伴う 増加分		
		その他の増減分	△ 1,676 育児休業による減額 △ 1,676 千円	
職員手当	784	制度改正に伴う 増減分	3,190 期末手当 2,410 千円 勤勉手当 655 千円 通勤手当 61 千円 日直手当 64 千円	R7人勧による手当改定 期末手当改定0.025月分引上げ 勤勉手当改定0.025月分引上げ 通勤手当の引上げ 日直手当の引上げ
		その他の増減分	△ 2,406 人事異動 △ 1,336 千円 採用・退職 △ 383 千円 育児休業 △ 665 千円 状況変更 22 千円 その他 △ 44 千円	

## (3) 一般職の給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般行政職	労務職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円)	305,436	0
	平均給与月額(円)	328,010	0
	平均年齢(歳)	41.1	-
令和7年6月1日現在	平均給料月額(円)	305,436	0
	平均給与月額(円)	331,501	0
	平均年齢(歳)	40.7	-

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	労務職 (円)	国の制度	
			一般行政職 (円)	労務職 (円)
高校卒	204,862		200,300	
大学卒	236,457		232,000	

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年12月1日現在	7級	( )	( )			
	6級	( ) 11	( ) 14.7			
	5級	( ) 9	( ) 12.0			
	4級	( ) 5	( ) 6.7			
	3級	( ) 10	( ) 13.3	3級	( )	( )
	2級	( ) 17	( ) 22.6	2級	( )	( )
	1級	( ) 23	( ) 30.7	1級	( )	( )
	計	( ) 75	( ) 100.0	計	( ) 0	( ) 0.0
令和7年6月1日現在	7級	( )	( )			
	6級	( ) 11	( ) 14.7			
	5級	( ) 9	( ) 12.0			
	4級	( ) 5	( ) 6.7			
	3級	( ) 10	( ) 13.3	3級	( )	( )
	2級	( ) 17	( ) 22.6	2級	( )	( )
	1級	( ) 23	( ) 30.7	1級	( )	( )
	計	( ) 75	( ) 100.0	計	( ) 0	( ) 0.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
一般行政職	課局室主 長 長 長 幹	課事保園 長 務 健 師 長 長	課事保園 長 務 健 師 長 長	上級専門員 上級管理栄養士 上級栄養士 上級保健師 上級保育士 上級社会福祉士	係専門員 主任保育士 主任管理栄養士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主技保管理栄養士 查師士 育栄養士 健社士 社会福祉士	事師士 育栄養士 健社士 会福祉士

工昇給

区分	分	合	代表的な職種	
			一般行政職	労務職
補正後	職員数(A)(人)	75	75	
	昇給に係る職員数(B)(人)			
	2号級(人)			
	4号級(人)			
	6号級(人)			
	8号級(人)			
	号級(人)			
	比率(B)/(A) (%)			
補正前	職員数(A)(人)	75	75	
	昇給に係る職員数(B)(人)			
	2号級(人)			
	4号級(人)			
	6号級(人)			
	8号級(人)			
	号級(人)			
	比率(B)/(A) (%)			

才期末手当・勤勉手当

区分	支給期別			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	
補正前	( 2.300)	( 2.300)	( )	( 4.600)	有	
国の制度	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 昇給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率(%)			
支給対象職員数(人)			
国の制度(支給率)(%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		
		一般行政職	労務職	職種
給料総額に対する比率(%)				
支給対象職員の比率(%) (令和年月日現在)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
居住手当	異なる	令和元年人勧により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

## 令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第74号

令和7年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松野町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ543,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂 本 浩

## 令和 7年度松野町国民健康保険特別会計予算に関する説明書

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰入金		58, 981	△1, 972	57, 009
	1. 他会計繰入金	58, 980	△1, 972	57, 008
8. 繰越金		3, 040	614	3, 654
	1. 繰越金	3, 040	614	3, 654
9. 諸収入		8	2, 013	2, 021
	3. 雑入	5	2, 013	2, 018
歳 入 合 計		543, 104	655	543, 759

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		27, 691	△1, 972	25, 719
	1. 総務管理費	19, 101	184	19, 285
	2. 徴稅費	8, 430	△2, 156	6, 274
5. 保健事業費		13, 554	23	13, 577
	1. 特定健康診査等事業費	12, 455	23	12, 478
7. 諸支出金		314	2, 604	2, 918
	2. 償還金及び還付加算金	313	2, 604	2, 917
歳 出 合 計		543, 104	655	543, 759

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	58,981	△1,972	57,009
8. 繰越金	3,040	614	3,654
9. 諸収入	8	2,013	2,021
歳入合計	543,104	655	543,759

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 総務費	27,691	△1,972	25,719			△1,972		
5. 保健事業費	13,554	23	13,577				23	
7. 諸支出金	314	2,604	2,918			2,013	591	
歳 出 合 計	543,104	655	543,759			41	614	

## 2. 歳 入

## 7 款 繰入金

## 1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	58,980	△1,972	57,008	1. 職員給与費等繰入金	△1,972	・職員給与費等繰入金 △1,972
計	58,980	△1,972	57,008			
7 款合計	58,981	△1,972	57,009			

## 8 款 繰越金

## 1 項 繰越金

1. 繰越金	3,040	614	3,654	1. 前年度繰越金	614	・前年度繰越金 614
計	3,040	614	3,654			
8 款合計	3,040	614	3,654			

## 9 款 諸収入

## 3 項 雜入

3. 雜入	3	2,013	2,016	1. 雜入	2,013	・過年度普通交付金返還金 2,013
計	5	2,013	2,018			
9 款合計	8	2,013	2,021			

歳入合計	543,104	655	543,759			
------	---------	-----	---------	--	--	--

## 3. 歳 出

## 1 款 総務費

## 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	18,575	184	18,759			184		2. 納入料	125	・一般職給 125
								3. 職員手当等	36	・一般職期末手当 36
								4. 共済費	23	・一般職員共済組合負担金 23
計	19,101	184	19,285			184				

## 1 款 総務費

## 2 項 徴稅費

1. 賦課徵収費	8,430	△2,156	6,274		△2,156		2. 納入料	△1,000	・一般職給 △1,000
							3. 職員手当等	△856	・扶養手当 △276 ・一般職期末手当 △300 ・一般職勤勉手当 △280
							4. 共済費	△300	・一般職員共済組合負担金 △300
計	8,430	△2,156	6,274		△2,156				
1 款合計	27,691	△1,972	25,719		△1,972				

## 5 款 保健事業費

## 1 項 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	12,455	23	12,478				23	1. 報酬	23	・会計年度任用職員報酬 23
計	12,455	23	12,478				23			
5 款合計	13,554	23	13,577				23			

## 7 款 諸支出金

## 2 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2. 保険給付費等交付金償還金	1	2,604	2,605			2,013	591	22. 償還金、利子及び割引料	2,604	・保険給付費等交付金返還金 2,604
計	313	2,604	2,917			2,013	591			
7 款合計	314	2,604	2,918			2,013	591			

歳出合計	543,104	655	543,759			41	614			
------	---------	-----	---------	--	--	----	-----	--	--	--

## II 紙与費明細書

1 特別職

## 2 一般職

## (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 1 ) 2	371	6,928	3,493	10,792	2,373	13,165		
補正前	( 1 ) 2	348	7,803	4,313	12,464	2,650	15,114		
比較	( 0 ) 0	23	△ 875	△ 820	△ 1,672	△ 277	△ 1,949		

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
		本年度	276	24	391	0	1,555	1,247	0	0	0	0	0	0
	前年度	552	24	391	0	1,819	1,527	0	0	0	0	0	0	0
	比較	△ 276	0	0	0	△ 264	△ 280	0	0	0	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 0 ) 2	0	6,928	3,493	10,421	2,373	12,794		
補正前	( 0 ) 2	0	7,803	4,313	12,116	2,650	14,766		
比較	( 0 ) 0	0	△ 875	△ 820	△ 1,695	△ 277	△ 1,972		

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
		補正後	276	24	391	0	1,555	1,247	0	0	0	0	0	0
	補正前	552	24	391	0	1,819	1,527	0	0	0	0	0	0	0
	比較	△ 276	0	0	0	△ 264	△ 280	0	0	0	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

## イ 会計年度任用職員

- 11 -

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 1 ) 0	371	0	0	371	0	371		
補正前	( 1 ) 0	348	0	0	348	0	348		
比較	( 0 ) 0	23	0	0	23	0	23		

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
		補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務をする職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 875	給与改定に伴う増減分	125 人勧による給与改定 125 千円	R7人勧による引上げ (平均改定率3.06%)
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 1,000 人事異動 △ 1,000 千円	
職員手当	△ 820	制度改正に伴う増減	36 期末手当 36 千円	R7人勧による手当改定 期末手当改定0.025月分引上げ 勤勉手当改定0.025月分引上げ
		その他の増減分	△ 856 人事異動 △ 856 千円	

## (3) 一般職の給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般 行 政 職	労 務 職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円)	274,788	0
	平均給与月額(円)	286,288	0
	平均年齢(歳)	37.8	-
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	324,233	0
	平均給与月額(円)	345,983	0
	平均年齢(歳)	45.5	-

イ 初任給

区分	分	一般 行 政 職	労 務 職	国 の 制 度	
		(円)	(円)	一般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)
高 校 卒		204,862		200,300	
大 学 卒		236,457		232,000	

ウ 級別職員数

区分	一 般 行 政 職			労 務 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年12月1日現在	7級	( )	( )			
	6級	( 0 )	( 0.0 )			
	5級	( 0 )	( 0.0 )			
	4級	( 0 )	( 0.0 )			
	3級	( 1 )	( 50.0 )	3級	( )	( )
	2級	( 0 )	( 0.0 )	2級	( )	( )
	1級	( 1 )	( 50.0 )	1級	( )	( )
	計	( 2 )	( 100.0 )	計	( 0 )	( 0.0 )
令和7年1月1日現在	7級	( )	( )			
	6級	( 0 )	( )			
	5級	( 0 )	( 0.0 )			
	4級	( 0 )	( 0.0 )			
	3級	( 2 )	( 100.0 )	3級	( )	( )
	2級	( 0 )	( 0.0 )	2級	( )	( )
	1級	( 0 )	( 0.0 )	1級	( )	( )
	計	( 2 )	( 100.0 )	計	( 0 )	( 0.0 )

(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
一般行政職	課長 局室主 幹	長 長 長 幹	課長補佐 事務 保健師 園	上級専門員 上級管理栄養士 上級栄養士 上級保健師 上級保育士 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任管理栄養士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主技查師 保管理士 栄養士 保健士 社会福祉士	事師士 育栄養士 理士 保健士 社会福祉士

工昇給

区分	員 数(A) (人)	合 計	代 表 的 な 職 種	
			一般行政職	労務職
補正後	昇給に係る職員数(B) (人)	2	2	
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
	比率(B)/(A) (%)			
補正前	昇給に係る職員数(B) (人)	2	2	
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
	比率(B)/(A) (%)			

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正後	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	
補正前	( 2.300)	( 2.300)	( )	( 4.600)	有	
国の制度	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	

**カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当**

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 昇給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

**キ 地域手当**

支給対象地域			
支給率(%)			
支給対象職員数(人)			
国の制度(支給率)(%)			

**ク 特殊勤務手当**

区分	全職種	代表的な職務			種職	
		一般	行政職	労務		
給料総額に対する比率(%)						
支給対象職員の比率(%) (令和年月日現在)						
代表的な特殊勤務手当の名称						

**ケ その他の手当**

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
居住手当	異なる	令和元年入勅により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引き上げ、手当上限を1,000円引き上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

## 令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第75号

令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松野町の国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂 本 浩

## 令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算に関する説明書

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		1, 516	7, 314	8, 830
	1. 繰越金	1, 516	7, 314	8, 830
歳入合計		308, 884	7, 314	316, 198

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		2 3 5, 0 5 3	7, 3 1 4	2 4 2, 3 6 7
	1. 施設管理費	2 3 3, 8 5 3	7, 3 1 4	2 4 1, 1 6 7
歳 出 合 計		3 0 8, 8 8 4	7, 3 1 4	3 1 6, 1 9 8

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金	1, 516	7, 314	8, 830
歳入合計	308, 884	7, 314	316, 198

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 総務費	235,053	7,314	242,367				7,314	
歳 出 合 計	308,884	7,314	316,198				7,314	

## 2. 歳 入

7 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,516	7,314	8,830	1. 前年度繰越金	7,314	・前年度繰越金 7,314
計	1,516	7,314	8,830			
7 款合計	1,516	7,314	8,830			
歳入合計	308,884	7,314	316,198			

## 3. 歳 出

## 1 款 総務費

## 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他の				
1. 一般管理費	233,853	7,314	241,167				7,314	1. 報酬	△900	・会計年度任用職員報酬 △900
								2. 紙料	5,281	・一般職給 6,081 ・会計年度任用職員給 △800
								3. 職員手当等	2,064	・扶養手当 78 ・夜間看護手当 504 ・一般職期末手当 728 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 287 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 56 ・一般職勤勉手当 411
								4. 共済費	869	・一般職員共済組合負担金 869
計	233,853	7,314	241,167				7,314			
1 款合計	235,053	7,314	242,367				7,314			

歳出合計	308,884	7,314	316,198				7,314			
------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	--	--	--

## II 給与費明細書

### 1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
報酬 (千円)	給料 (千円)		期末手当 (千円)	年間支給率 (月分)	計 (千円)				
補正後	長等				0		0	0	
	議員				0		0	0	
	その他				0		0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
補正前	長等				0		0	0	
	議員				0		0	0	
	その他				0		0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	

2 一般職  
(1) 総括

- 9 -

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 3 ) 24	4,380	90,452	64,804	159,636	28,232	187,868		
補正前	( 3 ) 24	5,280	85,171	62,740	153,191	27,363	180,554		
比較	( 0 ) 0	△ 900	5,281	2,064	6,445	869	7,314		

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間休日待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術手当 (千円)
	補正後	1,710	877	2,468	7,340	20,411	16,657	5,110	2,546	0	485	7,200
	補正前	1,632	877	2,468	7,340	19,340	16,246	4,606	2,546	0	485	7,200
	比較	78	0	0	0	1,071	411	504	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 0 ) 16	0	68,780	53,609	122,389	21,797	144,186		
補正前	( 0 ) 15	0	62,699	51,888	114,587	20,928	135,515		
比較	( 0 ) 1	0	6,081	1,721	7,802	869	8,671		

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間休日待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術手当 (千円)
	補正後	1,710	483	2,018	7,340	14,903	12,318	4,606	2,546	0	485	7,200
	補正前	1,632	483	2,018	7,340	14,175	11,907	4,102	2,546	0	485	7,200
	比較	78	0	0	0	728	411	504	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 3 ) 8	4,380	21,672	11,195	37,247	6,435	43,682	
補正前	( 3 ) 9	5,280	22,472	10,852	38,604	6,435	45,039	
比較	( 0 ) △ 1	△ 900	△ 800	343	△ 1,357	0	△ 1,357	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間休待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術手当 (千円)
	補正後	0	394	450	0	5,508	4,339	504	0	0	0	0
	補正前	0	394	450	0	5,165	4,339	504	0	0	0	0
	比較	0	0	0	0	343	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	5,281	給与改定に伴う増減分	3,564 人勧による給与改定 3,564 千円	R7人勧による引上げ(平均改定率3.06%)
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	1,717 人事異動 3,675 千円 その他 △ 1,958 千円	
職員手当	2,064	制度改正に伴う増減分	1,441 期末手当 1,030 千円 勤勉手当 411 千円	R7人勧による手当改定 期末手当改定0.025月分引上げ 勤勉手当改定0.025月分引上げ
		その他の増減分	623 人事異動 119 千円 状況変更 504 千円	

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般 行 政 職	医 療 職
		293,426	734,633
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円)	307,555	818,133
	平均年齢(歳)	47.3	45.0
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	287,564	734,633
	平均給与月額(円)	305,600	820,883
	平均年齢(歳)	47.0	44.1

イ 初任給

区分	分	一般 行 政 職	医 療 職	国 の 制 度	
		(円)	(円)	一般 行 政 職 (円)	医 療 職 (円)
高 校 卒		204,862		200,300	
大 学 卒		236,457	565,311	232,000	305,600

ウ 級別職員数

区分	分	一般 行 政 職			医 療 職		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年12月1日現在	7級	( )	( )	( )			
	6級	( 0 )	( 0.0 )	( )			
	5級	( 1 )	( 7.1 )	( )			
	4級	( 2 )	( 14.4 )	( )			
	3級	( 3 )	( 21.4 )	3級	( )	( )	
	2級	( 3 )	( 21.4 )	2級	( )	( )	
	1級	( 5 )	( 35.7 )	1級	( )	( )	
	計	( 14 )	( 100.0 )	計	( 2 )	( )	100.0
令和7年1月1日現在	7級	( )	( )	( )			
	6級	( 0 )	( 0.0 )	( )			
	5級	( 1 )	( 7.1 )	( )			
	4級	( 0 )	( 0.0 )	( )			
	3級	( 4 )	( 28.6 )	3級	( )	( )	
	2級	( 4 )	( 28.6 )	2級	( )	( )	
	1級	( 5 )	( 35.7 )	1級	( )	( )	
	計	( 14 )	( 100.0 )	計	( 2 )	( )	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
一般行政職	課長 局室主 幹	長 事務 保健園 長 幹	課長補佐 事務 保健園 長 長	上級専門員 上級管理栄養士 上級栄養士 上級保健師 上級保育士 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任管理栄養士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主技查師 保管理士 栄養士 保健士 社会福祉士	事師士 育栄養士 理管栄士 健保士 会祉士

工昇給

区分	員 数(A) (人)	合 計	代 表 的 な 職 種	
			一般行政職	医療職
補正後	昇給に係る職員数(B) (人)	16	14	2
	2号級 (人)			
	4号級 (人)			
	6号級 (人)			
	8号級 (人)			
	号級 (人)			
	比率(B)/(A) (%)			
補正前	職員数(A) (人)	15	13	2
	昇給に係る職員数(B) (人)			
	2号級 (人)			
	4号級 (人)			
	6号級 (人)			
	8号級 (人)			
	号級 (人)			
	比率(B)/(A) (%)			

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正後	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	
補正前	( 2.300)	( 2.300)	( )	( 4.600)	有	
国の制度	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 昇給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率(%)			
支給対象職員数(人)			
国の制度(支給率)(%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		
		一般	行政職	医療職
給料総額に対する比率(%)	13.2%			29.7%
支給対象職員の比率(%) (令和7年12月1日現在)	71.4%			100.0%
代表的な特殊勤務手当の名称	研究技術手当、夜間休日待機手当、夜間看護手当			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
居住手当	異なる	令和元年入勅により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引き上げ、手当上限を1,000円引き上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

## 令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
  - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
  - (2) 給与費明細書

議案第76号

令和7年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,494千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ782,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月12日提出

松野町長 坂 本 浩

## 令和7年度松野町介護保険特別会計予算に関する説明書

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		115, 512	△683	114, 829
	1. 介護保険料	115, 512	△683	114, 829
3. 国庫支出金		206, 725	△736	205, 989
	2. 国庫補助金	90, 009	△736	89, 273
4. 支払基金交付金		181, 887	△1, 009	180, 878
	1. 支払基金交付金	181, 887	△1, 009	180, 878
5. 県支出金		101, 447	△350	101, 097
	3. 県補助金	9, 191	△350	8, 841
7. 繰入金		140, 311	△4, 716	135, 595
	1. 一般会計繰入金	140, 310	△4, 716	135, 594
歳入合計		789, 994	△7, 494	782, 500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		41, 838	△4, 366	37, 472
	1. 総務管理費	21, 114	△4, 937	16, 177
	3. 介護認定審査会費	20, 194	571	20, 765
4. 地域支援事業費		58, 554	△3, 128	55, 426
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	29, 668	△3, 738	25, 930
	3. 包括的支援事業・任意事業費	27, 855	610	28, 465
歳 出 合 計		789, 994	△7, 494	782, 500

## 1. 総括

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	115, 512	△683	114, 829
3. 国庫支出金	206, 725	△736	205, 989
4. 支払基金交付金	181, 887	△1, 009	180, 878
5. 県支出金	101, 447	△350	101, 097
7. 繰入金	140, 311	△4, 716	135, 595
歳入合計	789, 994	△7, 494	782, 500

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1. 総務費	41,838	△4,366	37,472			△4,366		
4. 地域支援事業費	58,554	△3,128	55,426	△1,086		△1,359	△683	
歳 出 合 計	789,994	△7,494	782,500	△1,086		△5,725	△683	

## 2. 歳 入

## 1 款 保険料

## 1 項 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1. 第1号被保険者保険料	115,512	△683	114,829	1. 現年度分特別徴収保険料	△683	・第1号被保険者保険料 △683
計	115,512	△683	114,829			
1 款合計	115,512	△683	114,829			

## 3 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	6,654	△971	5,683	1. 現年度分	△971	・現年度分 △971
3. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	10,721	235	10,956	1. 現年度分	235	・現年度分 235
計	90,009	△736	89,273			
3 款合計	206,725	△736	205,989			

## 4 款 支払基金交付金

## 1 項 支払基金交付金

2. 地域支援事業支援交付金	8,280	△1,009	7,271	1. 現年度分	△1,009	・地域支援事業支援交付金 △1,009
計	181,887	△1,009	180,878			
4 款合計	181,887	△1,009	180,878			

## 5 款 県支出金

## 3 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	3,833	△468	3,365	1. 現年度分	△468	・現年度分 △468
2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	5,358	118	5,476	1. 現年度分	118	・現年度分 118
計	9,191	△350	8,841			
5 款合計	101,447	△350	101,097			

## 7 款 繰入金

## 1 項 一般会計繰入金

2. 地域支援事業繰入金（介護予防・総合事業）	3,833	△468	3,365	1. 現年度分	△468	・現年度分 △468
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	5,358	118	5,476	1. 現年度分	118	・現年度分 118
5. その他一般会計繰入金	42,331	△4,366	37,965	1. 職員給与費等繰入金	△4,366	・職員給与費等繰入金 △4,366
計	140,310	△4,716	135,594			
7 款合計	140,311	△4,716	135,595			

歳入合計	789,994	△7,494	782,500			
------	---------	--------	---------	--	--	--

## 3.歳出

## 1款 総務費

## 1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
1.一般管理費	21,112	△4,937	16,175		△4,937		1.報酬	89	・会計年度任用職員報酬 89	
							2.給料	△3,100	・一般職給 △3,100	
							3.職員手当等	△1,026	・管理職手当 △178 ・扶養手当 78 ・住居手当 74 ・一般職期末手当 △500 ・一般職勤勉手当 △500	
							4.共済費	△900	・一般職員共済組合負担金 △900	
計	21,114	△4,937	16,177		△4,937					

## 1款 総務費

## 3項 介護認定審査会費

1.認定調査等費	17,571	571	18,142			571		2.給料	428	・会計年度任用職員給 428
								3.職員手当等	143	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 107 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 36
計	20,194	571	20,765			571				
1款合計	41,838	△4,366	37,472		△4,366					

## 4款 地域支援事業費

## 1項 介護予防・生活支援サービス事業費

2.介護予防ケアマネジメント事業費	8,154	△3,738	4,416	△1,439		△1,477	△822	1.報酬	56	・会計年度任用職員報酬 56
								2.給料	△2,504	・会計年度任用職員給 △2,504

## 4 款 地域支援事業費

## 1項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					
2. 介護予防ケ アマネジメ ント事業費							3. 職員手当等	△693	・時間外勤務手当 △51 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 △340 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 26 ・フルタイム会計年度任用職員通勤手当 △51 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 △285 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 8	
							4. 共済費	△600	・社会保険料 △300 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △300	
							8. 旅費	3	・費用弁償 3	
計	29,668	△3,738	25,930	△1,439		△1,477	△822			

## 4 款 地域支援事業費

## 3項 包括的支援事業・任意事業費

1. 総合相談事 業費	9,248	176	9,424	102		34	40	2. 納入	132	・一般職給 132
								3. 職員手当等	41	・一般職期末手当 41
								4. 共済費	3	・一般職員共済組合負担金 3
2. 包括的・継 続的ケアマ ネジメント 支援事業費	6,491	221	6,712	128		43	50	2. 納入	145	・会計年度任用職員給 145
								3. 職員手当等	68	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 36 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 14 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 14

## 4 款 地域支援事業費

## 3 項 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費							3. 職員手当等		・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 4	
							4. 共済費	8	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 8	
7. 認知症初期集中支援推進事業費	6,503	213	6,716	123		41	49	2. 紙料	116	・一般職給 116
								3. 職員手当等	36	・一般職期末手当 32 ・一般職勤勉手当 4
								4. 共済費	61	・一般職員共済組合負担金 61
計	27,855	610	28,465	353		118	139			
4 款合計	58,554	△3,128	55,426	△1,086		△1,359	△683			

歳出合計	789,994	△7,494	782,500	△1,086		△5,725	△683			
------	---------	--------	---------	--------	--	--------	------	--	--	--

## II 紙与費明細書

## 1 特別職

## 2 一般職

## (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 3 ) 7	5,593	23,838	13,382	42,813	7,525	50,338		
補正前	( 3 ) 9	5,448	28,621	14,813	48,882	8,653	57,535		
比較	( 0 ) △ 2	145	△ 4,783	△ 1,431	△ 6,069	△ 1,128	△ 7,197		

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
		扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	150	0	526	0	6,551	5,273	0	574	308	0	0	0	0
	補正前	72	51	577	0	7,135	5,992	0	752	234	0	0	0	0
	比較	78	△ 51	△ 51	0	△ 584	△ 719	0	△ 178	74	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 0 ) 3	0	12,708	6,763	19,471	3,984	23,455		
補正前	( 0 ) 4	0	15,560	7,712	23,272	4,820	28,092		
比較	( 0 ) △ 1	0	△ 2,852	△ 949	△ 3,801	△ 836	△ 4,637		

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
		扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	150	0	314	0	3,019	2,398	0	574	308	0	0	0	0
	補正前	72	0	314	0	3,446	2,894	0	752	234	0	0	0	0
	比較	78	0	0	0	△ 427	△ 496	0	△ 178	74	0	0	0	0

備考：( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

## イ 会計年度任用職員

- 13 -

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	( 3 ) 4	5,593	11,130	6,619	23,342	3,541	26,883		
補正前	( 3 ) 5	5,448	13,061	7,101	25,610	3,833	29,443		
比較	( 0 ) △ 1	145	△ 1,931	△ 482	△ 2,268	△ 292	△ 2,560		

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	0	212	0	3,532	2,875	0	0	0	0	0	0	0
補正前	0	51	263	0	3,689	3,098	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	△ 51	△ 51	0	△ 157	△ 223	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務をする職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 4,783	給与改定に伴う増減分	948 人勧による給与改定 948 千円	R7人勧による引上げ (平均改定率3.06%)
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 5,731 人事異動 △ 1,327 千円 退職 △ 1,900 千円 その他 △ 2,504 千円	
職員手当	△ 1,431	制度改正に伴う増減分	411 期末手当 305 千円 勤勉手当 106 千円	R7人勧による手当改定 期末手当改定0.025月分引上げ 勤勉手当改定0.025月分引上げ
		その他の増減分	△ 1,842 人事異動 △ 631 千円 退職 △ 484 千円 その他 △ 727 千円	

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況  
 ア 職員1人当たり給与

区分	分	一般 行 政 職	労 務 職
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円)	312,429	0
	平均給与月額(円)	341,696	0
	平均年齢(歳)	45.8	-
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	323,579	0
	平均給与月額(円)	347,354	0
	平均年齢(歳)	44.1	-

イ 初任給

区分	分	一般 行 政 職	労 務 職	国 の 制 度	
		(円)	(円)	一般 行 政 職 (円)	労 務 職 (円)
高 校 卒		204,862		200,300	
大 学 卒		236,457		232,000	

ウ 級別職員数

区分	分	一般 行 政 職			労 務 職		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年12月1日現在	7級	( )	( )				
	6級	( 0 )	( 0.0 )				
	5級	( 1 )	( 33.3 )				
	4級	( 0 )	( 0.0 )				
	3級	( 0 )	( 0.0 )	3級	( )	( )	
	2級	( 2 )	( 66.7 )	2級	( )	( )	
	1級	( 0 )	( 0.0 )	1級	( )	( )	
	計	( 3 )	( 100.0 )	計	( 0 )	( 0.0 )	
令和7年1月1日現在	7級	( )	( )				
	6級	( 0 )	( 0.0 )				
	5級	( 2 )	( 50.0 )				
	4級	( 0 )	( 0.0 )				
	3級	( 0 )	( 0.0 )	3級	( )	( )	
	2級	( 1 )	( 25.0 )	2級	( )	( )	
	1級	( 1 )	( 25.0 )	1級	( )	( )	
	計	( 4 )	( 100.0 )	計	( 0 )	( 0.0 )	

(級別の標準的な職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	課長 局室主 幹	長 事務 保健園 長 幹	課長補佐 事務 保健師 長 長	上級専門員 上級管理栄養士 上級栄養士 上級保健師 上級保育士 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任管理栄養士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主査 技士 理管栄保 育栄養健 士士士士 会社会福 祉士士士士 事士士士士 育栄養健 理管栄保 祉士士士士 事士士士士

工昇給

区分	員 数(A) (人)	合 計	代 表 的 な 職 種	
			一 般 行 政 職	勞 務 職
補正後	職員 数(B) (人)	3	3	
	2号級 (人)			
	4号級 (人)			
	6号級 (人)			
	8号級 (人)			
	号級 (人)			
	比 率 (B)/(A) (%)			
補正前	職員 数(A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数(B) (人)			
	2号級 (人)			
	4号級 (人)			
	6号級 (人)			
	8号級 (人)			
	号級 (人)			
	比 率 (B)/(A) (%)			

才期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正後	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	
補正前	( 2.300)	( 2.300)	( )	( 4.600)	有	
国の制度	( 2.300)	( 2.350)	( )	( 4.650)	有	

**カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当**

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 昇給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

**キ 地域手当**

支給対象地域			
支給率(%)			
支給対象職員数(人)			
国の制度(支給率)(%)			

**ク 特殊勤務手当**

区分	全職種	代表的な職務	一般的な職務
一般	行政職	労務	職種
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

**ケ その他の手当**

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
居住手当	異なる	令和元年入勅により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引き上げ、手当上限を1,000円引き上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和7年12月12日

松野町議会議長 殿

議会運営委員長 赤松 紀幸

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、松野町議会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 議会運営及び議長の諮問に関すること

期 間 次期議会まで